

## 湯沢市熱中症対策指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)募集要項

### 1 目的

本要項は、気候変動適応法に基づき、熱中症による健康被害を防止するため、市民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)を募集するために必要な事項を定めるものである。

### 2 募集施設

湯沢市内の民間施設

### 3 要件

クーリングシェルターは次の要件を満たすものとする。

(1)市からクーリングシェルターの指定を受けることに同意できること

(2)市と「湯沢市熱中症対策指定暑熱避難施設の管理運用に関する協定書」を締結し、その内容を履行できること

### 4 応募方法

別添1「湯沢市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)応募票」に必要事項を記載の上、持参・郵送・電子メール等方法で湯沢市市民生活部環境共生課に提出する。

### 5 応募先

住所 〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

宛名 湯沢市市民生活部環境共生課環境対策班

TEL 0183-55-8069 (直通)

e-mail:kankyo-gr@city.yuzawa.lg.jp

### 6 応募期間

随時受付

### 7 提出後の流れ

管理運用に関する協定書の締結後、市ホームページにて公表

### 8 その他

上記で定める以外の事項は下記に定めるほか、都度各施設管理者と協議の上定める。

(1)公序良俗に反する取組の趣旨に適さない場合・市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合がある。

(2)クーリングシェルターを利用した避難者が施設等に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負わない。